

第 9 6 号議案

芦屋市屋外広告物条例の制定について

芦屋市屋外広告物条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

景観行政団体への移行に伴い、本市のまちなみにふさわしい屋外広告物の規制を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 広告物等の規制（第6条—第29条）
- 第3章 雑則（第30条—第32条）
- 第4章 罰則（第33条—第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 自ら広告物等を表示し、若しくは設置する者又は屋外広告業を営む者その他の者に委託し、若しくは依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。
- (2) 広告物等管理者 自ら表示し、若しくは設置した広告物等を管理する者又は委託若しくは依頼を受けて広告物等を管理する者をいう。
- (3) 施設管理者 広告物等が表示され、若しくは設置される土地、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(5) 管理用広告物等 自己が所有し、又は管理する土地、建築物等に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(6) 案内誘導広告物等 道標、案内図板その他案内誘導のために表示し、又は設置する広告物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、広告物に関する啓発その他の必要な施策を策定し、及び実施するとともに、広告物等の表示又は設置に当たっては、良好な景観の形成において先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(広告主等の責務)

第4条 広告主、広告物等管理者、施設管理者及び屋外広告業を営む者は、この条例を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持に寄与するよう努めるとともに、市が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

第2章 広告物等の規制

(許可)

第6条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、広告物等が規則で定める基準に適合する場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可をしようとするときは、次に掲げる広告物等を除き、あらかじめ芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）第7条の2第1項の景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 自家用広告物等

(2) 管理用広告物等

(3) 案内誘導広告物等

(4) その他規則で定めるもの

(広告物等規制地域の指定)

第7条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する必要があると認める地域又は場所を広告物等規制地域として指定することができる。

- 2 市長は、広告物等規制地域を指定しようとするときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、広告物等規制地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、広告物等規制地域の指定の解除又は変更について準用する。

（禁止物件）

第8条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋，トンネル，高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣，擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに
こまどめ 駒止，里程標その他これらに類するもの
 - (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
 - (6) 市長が指定する区域内にある電柱，街灯その他これらに類するもの
 - (7) 消火栓，火災報知機及び望楼
 - (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
 - (9) 送電塔，送受信塔及び照明塔
 - (10) 煙突及び水道タンクその他これらに類するもの
 - (11) 銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの
 - (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (13) 前各号に掲げるもののほか，特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件
- 2 次に掲げる物件には，貼紙，貼札，広告旗又は立看板その他これらに類するものを表示し，又は設置してはならない。
- (1) 電柱，街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
 - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 3 道路の路面には，広告物を表示してはならない。
- 4 市長は，第1項第6号の区域又は同項第13号の物件を指定しようとするときは，審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、前項の規定により区域又は物件を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(禁止広告物等)

第9条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

(適用除外)

第10条 次に掲げる広告物等（第2号及び第3号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより、市長に届け出たものに限る。）については、第6条第1項及び第8条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公共的団体のうち規則で定めるものが公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として表示し、又は設置する広告物等
- (6) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (6) 人、動物又は車両（自動車を除く。）に表示する広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこ

れらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。

(1) 禁止物件（第8条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に限る。）

に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等

(3) 第12条の規定による許可を受けた広告物等

（経過措置）

第11条 一の物件が禁止物件になった際、当該物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該物件が禁止物件になった日から3年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、第8条第1項の規定は、適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、同様とする。

（許可の特例）

第12条 市長は、第6条第2項の規定にかかわらず、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴いて同条第1項の許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第13条 市長は、第6条第1項の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

（許可の表示）

第14条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

（変更等の許可）

第15条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第1項又は前項の許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き広告

物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 第6条第2項及び第3項並びに第12条から前条までの規定は、前2項の許可について準用する。

(変更等の届出)

第16条 この条例の規定による許可（第6条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をいう。以下同じ。）を受けた者は、当該許可に係る広告物等の広告主、広告物等管理者又は施設管理者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の取付けが完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理義務等)

第18条 広告主又は広告物等管理者は、当該広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告主又は広告物等管理者は、当該広告物等の損傷、腐食その他の劣化の状況について、規則で定めるところにより、点検を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

3 規則で定める広告物等については、規則で定める資格を有する者を広告物等管理者として置き、適正な維持管理を図らなければならない。

(調整義務)

第19条 広告主、広告物等管理者及び施設管理者は、一団の土地又は建築物等において、広告主が異なる複数の広告物等が表示され、又は設置されるときは、全ての広告物等がこの条例の規定に適合するよう、相互に調整しなければならない。

(除却義務等)

第20条 広告主又は広告物等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

(1) 許可の期間が満了したとき。

- (2) 次条の規定により許可が取り消されたとき。
 - (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
 - (4) 第11条に規定する広告物等について、同条の規定により表示し、又は設置することができる期間が経過したとき。
- 2 前項の規定による除却を行うときは、当該広告物等が残存しないようにし、良好な景観の形成に配慮しなければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 第15条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(措置命令)

第22条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告主又は広告物等管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告主又は広告物等管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除

却した日

(3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第7条第4項の規定により除却された広告物については、2日間）、公衆の見やすい場所に掲示すること。

(2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち、特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

(広告物等の価額の評価の方法)

第25条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第26条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法によるものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第27条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告物等 14日

(広告物等を返還する場合の手続)

第28条 市長は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還す

るものとする。

(処分、手続等の効力の承継)

第29条 広告主又は広告物等管理者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 雑則

(報告及び立入検査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告主、広告物等管理者又は施設管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が指定する職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反の表示等)

第31条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物等に、当該広告物等が違反である旨を表示することができる。

2 市長は、広告主、広告物等管理者、施設管理者又は屋外広告業を営む者がこの条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反したと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第33条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第8条第1項から第3項までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は

広告物等を改造し、若しくは移転した者

第35条 第30条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）の規定に基づきなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、県条例の規定による許可を要さず、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等は、施行日から3年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、第6条第1項及び第8条第1項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際、県条例の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該許可の期間が満了し、第15条第2項の規定による許可を受けようとするときは、施行日から3年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、第6条第2項及び第3項並びに第8条第1項の規定は適用せず、県条例の相当規定の定めるところによる。
- 5 前項の規定の適用を受ける広告物等について、前項に定める期間内に、この条例の規定に適合させる改修又は除却その他の措置を採ることを記載した計画書の提出があり、市長が適当と認めるときは、前項に定める期間に更に2年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）を加えることができる。
- 6 第4項又は前項の規定の適用を受ける広告物等に係る第15条第2項の規定による許可の期間は、第4項又は前項に規定する期間内において定めるものとする。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

7 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市都市景観審議会の項担任事務の欄中「及び」を「，屋外
広告物に係る広告物等規制地域及び禁止物件の指定等並びに」に改める。

芦屋市屋外広告物条例要綱

1 制定の趣旨

景観行政団体への移行に伴い、本市のまちなみにふさわしい屋外広告物の規制を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 定義（第2条関係）

ア 「広告主」の定義を、自ら広告物等を設置する者又は屋外広告業を営む者等に委託し、設置を行わせる者とする。

イ 「広告物等管理者」の定義を、自ら設置した広告物等を管理する者又は委託を受けて広告物等を管理する者とする。

ウ 「施設管理者」の定義を、広告物等が設置される土地、建築物等を所有し、又は管理する者とする。

エ 「自家用広告物等」の定義を、自己の店名又は事業の内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に設置する広告物等とする。

オ 「管理用広告物等」の定義を、自己が所有し、又は管理する土地、建築物等に管理上の必要に基づき設置する広告物等とする。

カ 「案内誘導広告物等」の定義を、案内誘導のために設置する広告物等とする。

(2) 責務（第3条から第5条まで関係）

ア 市の責務 広告物に関する啓発その他の必要な施策を実施し、広告物等の設置に当たっては、先導的役割を果たすよう努めなければならない。

イ 広告主等の責務 広告主、広告物等管理者、施設管理者及び屋外広告業を営む者は、この条例を遵守し、良好な景観の形成に寄与するよう努め、市が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

ウ 市民の責務 市が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

(3) 許可（第6条関係）

ア 広告物等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可

を受けなければならない。

イ 市長は、広告物等が規則で定める基準に適合する場合に限り、アの許可をすることができる。

ウ 市長は、アの許可をしようとするときは、次の広告物等を除き、あらかじめ景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

- (ア) 自家用広告物等
- (イ) 管理用広告物等
- (ウ) 案内誘導広告物等
- (エ) その他規則で定めるもの

(4) 広告物等規制地域の指定（第7条関係）

ア 市長は、良好な景観を形成する等の必要があると認める地域又は場所を広告物等規制地域として指定することができる。

イ 市長は、広告物等規制地域を指定しようとするときは、芦屋市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(5) 禁止物件（第8条関係）

ア 次の物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物等を設置してはならない。

- (ア) 橋，トンネル，高架構造物及び分離帯
- (イ) 石垣，擁壁その他これらに類するもの
- (ウ) 街路樹及び路傍樹
- (エ) 信号機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー等
- (オ) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (カ) 市長が指定する区域内にある電柱，街灯その他これらに類するもの
- (キ) 消火栓，火災報知機及び望楼
- (ク) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- (ケ) 送電塔，送受信塔及び照明塔
- (コ) 煙突及び水道タンクその他これらに類するもの
- (サ) 銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの
- (シ) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- (ス) (ア)から(シ)までに掲げるもののほか，特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

イ 次の物件には，貼紙，貼札，広告旗，立看板等を設置してはならない。

- (ア) 電柱、街灯その他これらに類するもの（ア(カ)を除く。）
 - (イ) アーチの支柱及びアーケードの支柱
 - ウ 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
 - エ 市長は、ア(カ)の区域又はア(ス)の物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- (6) 禁止広告物等（第9条関係）
- 次の広告物等を設置してはならない。
- ア 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
 - イ 著しく破損し、又は老朽化したもの
 - ウ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - エ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - オ 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの
- (7) 適用除外（第10条関係）
- ア 次の広告物等（(イ)及び(ウ)の広告物等にあつては、規則で定めるところにより、市長に届け出たものに限る。）については、(3)ア及び(5)アからウまでは、適用しない。
- (ア) 法令の規定により設置する広告物等
 - (イ) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置する広告物等
 - (ウ) 公共的団体のうち規則で定めるものが公共的目的をもって設置する広告物等で規則で定めるもの
 - (エ) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
 - (オ) 非常災害のため必要な応急措置として設置する広告物等
 - (カ) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- イ 次の広告物等については、(3)アは、適用しない。
- (ア) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (イ) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (ウ) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に設置する広告物等
 - (エ) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

- (オ) 自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (カ) 人、動物又は車両（自動車を除く。）に表示する広告物
- (キ) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (ク) 営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

ウ 次の広告物等については、(5)アは、適用しない。

- (ア) 禁止物件（(5)ア(イ)、(ク)及び(コ)の物件に限る。）に設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの

- (イ) 禁止物件に設置する管理用広告物等

- (ウ) (9)による許可を受けた広告物等

(8) 経過措置（第11条関係）

一の物件が禁止物件になった際、当該物件に現に適法に設置されている広告物等については、当該物件が禁止物件になった日から3年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、(5)アは、適用しない。

(9) 許可の特例（第12条関係）

市長は、(3)イにかかわらず、地域の良い景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴いて(3)アの許可をすることができる。

(10) 許可の期間及び条件（第13条関係）

ア 市長は、(3)アの許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

イ アの許可の期間は、3年を超えることができない。

(11) 許可の表示（第14条関係）

(3)アの許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(12) 変更等の許可（第15条関係）

ア (3)アの許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

イ (3)ア又はアの許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き広告物等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

ウ (3)イ及びウ並びに(9)から(11)までは、ア及びイの許可について準用する。

(13) 変更等の届出（第16条関係）

この条例の規定による許可（(3)ア又は(12)ア若しくはイの許可をいう。以下同じ。）を受けた者は、当該許可に係る広告物等の広告主等の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(14) 完了の届出（第17条関係）

この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の取付けが完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(15) 管理義務等（第18条関係）

ア 広告主又は広告物等管理者は、当該広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

イ 広告主又は広告物等管理者は、当該広告物等の損傷、腐食その他の劣化の状況について、規則で定めるところにより、点検を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

ウ 規則で定める広告物等については、規則で定める資格を有する者を広告物等管理者として置き、適正な維持管理を図らなければならない。

(16) 調整義務（第19条関係）

広告主、広告物等管理者及び施設管理者は、一団の土地又は建築物等において、広告主が異なる複数の広告物等が設置されるときは、全ての広告物等がこの条例の規定に適合するよう、相互に調整しなければならない。

(17) 除却義務等（第20条関係）

ア 広告主又は広告物等管理者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

(ア) 許可の期間が満了したとき。

(イ) (18)により許可が取り消されたとき。

(ウ) 広告物等の設置が必要でなくなったとき。

(エ) (8)の広告物等について、(8)により設置することができる期間が経過し

たとき。

イ アによる除却を行うときは、当該広告物等が残存しないようにし、良好な景観の形成に配慮しなければならない。

ウ この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(18) 許可の取消し（第21条関係）

市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

ア (10)アによる許可に付した条件に違反したとき。

イ (12)アに違反したとき。

ウ (19)アによる市長の命令に違反したとき。

エ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(19) 措置命令（第22条関係）

ア 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告主又は広告物等管理者に対し、当該広告物等の設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

イ 市長は、アの措置を命じようとする場合において、当該広告主又は広告物等管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(20) 広告物等を保管した場合の公示事項（第23条関係）

条例に違反した広告物等を除却し、保管した際に、所有者等に当該広告物等を返還するため、公示する事項は、次のとおりとする。

ア 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

イ 保管した広告物等が設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日

ウ 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

エ アからウまでのほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(21) 広告物等を保管した場合の公示の方法（第24条関係）

(20)の公示は、次の方法により行うものとする。

ア (20)アからエまでの事項を、保管を始めた日から起算して14日間（はり

紙，はり札等，広告旗又は立看板等については，２日間），公衆の見やすい場所に掲示すること。

イ アの方法による公示に係る広告物等のうち，特に貴重と認められるものについては，当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは，当該掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

(22) 広告物等の価額の評価の方法（第２５条関係）

条例に違反した広告物等を除却し，保管した場合で，当該広告物等を売却する際の当該広告物等の価額の評価は，取引の実例価格，当該広告物等の使用期間，損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(23) 保管した広告物等を売却する場合の手続（第２６条関係）

条例に違反した広告物等を除却し，保管した広告物等の売却は，規則で定める方法によるものとする。

(24) 公示の日から売却可能となるまでの期間（第２７条関係）

(20)の公示の日から売却可能となるまでの期間は，次の広告物等の区分に応じ，それぞれに定める期間とする。

ア はり紙，はり札等，広告旗又は立看板等 ２日

イ 特に貴重な広告物等 ３月

ウ ア又はイ以外の広告物等 １４日

(25) 広告物等を返還する場合の手続（第２８条関係）

市長は，保管した広告物等（売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは，返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ，かつ，受領書と引換えに返還するものとする。

(26) 処分，手続等の効力の承継（第２９条関係）

広告主又は広告物等管理者について変更があった場合においては，この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は，新たにこれらの者となった者がしたものとみなし，従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は，新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(27) 報告及び立入検査（第３０条関係）

市長は，この条例の施行に必要な限度において，広告主，広告物等管理者又は施設管理者から報告若しくは資料の提出を求め，又は市長が指定する職員に広告

物等の存する土地若しくは建物に立ち入り，広告物等を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

(28) 違反の表示等（第31条関係）

ア 市長は，この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物等に，当該広告物等が違反である旨を表示することができる。

イ 市長は，広告主，広告物等管理者，施設管理者又は屋外広告業を営む者がこの条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反したと認めるときは，規則で定めるところにより，その旨を公表することができる。

(29) 罰則（第33条から第35条まで関係）

ア (19)アによる措置命令に違反した者は，50万円以下の罰金に処する。

イ (3)ア若しくは(5)アからウまでに違反して広告物等を設置した者又は(12)アに違反して許可に係る広告物の内容に変更を加え，若しくは広告物等を改造し，若しくは移転した者は，30万円以下の罰金に処する。

ウ (27)の報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者又は(27)による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは質問に対して陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をした者は，20万円以下の罰金に処する。

(30) 両罰規定（第36条関係）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，(29)アからウまでの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対してそれぞれの罰金刑を科する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

ア 施行日前に兵庫県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）の規定に基づきなされた許可，命令その他の処分又は申請，届出その他の手続は，この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

イ この条例の施行の際，県条例の規定による許可を要さず，現に適法に設置されている広告物等は，施行日から3年間（規則で定める広告物等にあつては，規則で定める期間）は，2(3)ア及び(5)アは，適用しない。

ウ この条例の施行の際，県条例の規定による許可を受けて，現に適法に設置

されている広告物等で、当該許可の期間が満了し、２(12)イによる許可を受けようとするときは、施行日から３年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、２(3)イ及びウ並びに(5)アは適用せず、県条例の相当規定の定めるところによる。

エ ウの適用を受ける広告物等について、ウの期間内に、この条例の規定に適合させる改修又は除却その他の措置を採ることを記載した計画書の提出があり、市長が適当と認めるときは、ウの期間に更に２年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）を加えることができる。

オ ウ又はエの適用を受ける広告物等に係る２(12)イによる許可の期間は、ウ又はエの期間内において定めるものとする。

(3) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正

芦屋市都市景観審議会の担当事務に「屋外広告物に係る広告物等規制地域及び禁止物件の指定等について意見を述べること。」を加えることとする。

屋外広告物法抜粋

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

(1) 橋りょう

(2) 街路樹及び路傍樹

(3) 銅像及び記念碑

(4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（違反に対する措置）

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件

を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 - (1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されて

いるとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(除却した広告物等の保管，売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

(第4項から第7項まで省略)

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、

第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市住環境紛争調停委員までの 項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市住環境紛争調停委員までの 項省略)				
	芦屋市都市 景観審議会	景観の形成に必 要な事項につい ての調査審議並 びに景観の形成 に関する事項、 屋外広告物に係 る広告物等規制 地域及び禁止物 件の指定等並び に風致地区内に おける許可を要 する行為への特 例基準の適用に	10人以内 (その他 必要に応 じて臨時 委員若干 人を置く ことがで きる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機 関の職員	2年(臨 時委員 は、担 任事項 につい ての審 議が終 了する までの 期間)		芦屋市都市 景観審議会	景観の形成に必 要な事項につい ての調査審議並 びに景観の形成 に関する事項及 び風致地区内に おける許可を要 する行為への特 例基準の適用に ついて意見を述 べること。	10人以内 (その他 必要に応 じて臨時 委員若干 人を置く ことがで きる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機 関の職員	2年(臨 時委員 は、担 任事項 につい ての審 議が終 了する までの 期間)

改正案						現 行					
		ついて意見を述 べること。									
(芦屋市景観認定審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)						(芦屋市景観認定審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)					

芦屋市屋外広告物条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市屋外広告物条例（平成27年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例の規定による許可（条例第6条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による許可をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、芦屋市屋外広告物許可等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる図書（条例第15条第2項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第2号から第4号までに掲げる図書を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図及び当該場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。）
- (2) 広告物等の形状、材料及び構造に関する仕様書並びに構造図
- (3) 広告物の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあっては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに当該建築物の壁面に表示され、又は設置されている広告物等（以下「既存広告物等」という。）の位置関係）を明らかにした図面、既存広告物等（広告物を掲出する物件を除く。）の形状及び表示面積を明らかにした模写図並びに既存広告物等のカラー写真
- (5) 自己以外の者が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）に表示し、又は設置する広告物等にあっては、施設管理者の同意又は承諾があったことを証する書面
- (6) 条例第15条第2項の規定による許可に係る広告物等にあっては、その管理状況を明らかにした芦屋市屋外広告物自己点検結果報告書（様式第2号）及び当該広告物等のカラー写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第15条第2項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の期間が

30日を超え3年以内のものにあってはその期間が満了する日の30日前、その他のものにあってはその期間が満了する日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(許可等の手続等)

第4条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、申請書の副本の通知欄に所要の事項を記載し、当該許可をしないときは、芦屋市屋外広告物不許可通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第6条第3項第4号に規定する規則で定める広告物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次条第3号及び第7号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等
- (2) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示する広告物等
- (3) 自動車に表示する広告物等（印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示するもののうち表示部分の面積が3平方メートルを超えるものを除く。）

(広告物等規制地域の区分)

第5条 条例第7条第1項の広告物等規制地域は、地域又は場所の特性に応じて次のとおり区分するものとする。

- (1) 山麓地域 六甲山の緑を背景とし、優れた自然的景観を形成している地域
- (2) 住宅地域 閑静な住宅地を主体とし、良好な都市型景観を形成している地域
- (3) 複合地域 落ち着いた店構えを有する店舗や良質な住宅など、様々な用途の建築物が共存する多面的な景観を有する地域
- (4) 芦屋川特別地域 芦屋川沿いの良好な景観を積極的に保全し、及び育成していくべき地域
- (5) 南芦屋浜特別地域 南芦屋浜において多様性に富んだ新しいまちなみ景観を形成している地域
- (6) 沿道沿岸特別地域 住宅地に存する幹線道路や河川沿いに良好な通り景観を形成している地域
- (7) 広告物誘導特別地域 賑わいを演出しつつ良質な広告物の誘導を図るべき地域

(公共広告物等の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、芦屋市公共広告物等表示・設置届

(様式第4号)の正本及び副本に、第2条第2項各号に掲げる図書(同項第6号に掲げる図書を除く。)を添付して行わなければならない。

2 条例第10条第1項第3号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんしている団体(株式会社を除く。)
- (2) 国又は地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- (3) 健康保険組合等の公共組合
- (4) 日本赤十字社
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉法人
- (6) 自治会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

3 条例第10条第1項第3号に規定する規則で定める広告物等は、寄贈者名等の表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の5分の1を超えないものとする。

4 条例第10条第1項第2号及び第3号の広告物等のうち、その表示面積が3平方メートル以下のものについては、同条第1項の規定による届出があったものとみなす。

(適用除外の基準)

第7条 条例第10条第1項第6号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第10条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第10条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第10条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

5 条例第10条第2項第5号に規定する規則で定める広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名、若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容又は次項第1号に掲げる事項を表示する広告物
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存するものに当該地方公共団体の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物

6 条例第10条第2項第8号に規定する規則で定める営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件は、次の各

号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するものであること。
- (2) 表示期間が貼紙、貼札、広告旗及び立看板にあっては、30日以内であること。
- (3) 表示面積が、貼紙及び貼札にあっては0.5平方メートル以下、広告旗及び立看板にあっては2平方メートル以下であること。
- (4) 貼紙を掲出する物件の表示に供する部分の面積は、2平方メートル以下であること。
- (5) 広告主又は広告物等管理者の個人名又は団体名及び連絡先が表記されていること（自己の敷地に掲出されている場合を除く。）。

7 条例第10条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。

（経過措置に係る広告物等）

第8条 条例第11条の規則で定める広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造された看板、広告板、広告塔その他これらに類するものであって、かつ、土地に建植えされ、又は建築物その他の物件に堅固に取り付けられているものとする。

2 条例第11条の規則で定める期間は、5年とする。

（広告物等規制地域の区分に変更があった場合の特例）

第9条 第5条各号に規定する広告物等規制地域の区分に変更があった際、当該地域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、第3条又は第7条（第4項から第6項までを除く。）の基準に適合しなくなったものについては、当該地域の区分に変更があった日から3年間（前条第1項の広告物等にあっては、5年間）は、なお従前の例による。

（許可の期間）

第10条 条例第13条第1項の許可の期間は、別表第7の左欄に掲げる広告物の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間の範囲内とする。

（許可の表示）

第11条 条例第14条本文の許可を受けた旨の表示は、当該許可に係る広告物等の表示面又は見やすい箇所に市長が交付する許可の証紙（様式第5号）を貼り付けて行わなければならない。

2 条例第14条ただし書の規則で定める広告物等は、貼紙、貼札、立看板その他これらに類する広告物等で、市長が特に認めたものとする。

(許可を要しない軽微な変更等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装替え
- (2) 広告物を掲出する物件に、許可の期間の範囲内で行う同一業務に関する広告物の取替え

(変更の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、芦屋市屋外広告物広告主等変更届(様式第6号)により行わなければならない。

(除却等の届出)

第14条 条例第16条第2項又は第20条第3項の規定による届出は、芦屋市屋外広告物除却(滅失)届(様式第7号)により行わなければならない。

(完了の届出)

第15条 条例第17条の規定による届出は、芦屋市屋外広告物取付完了届(様式第8号)に当該許可に係る広告物等のカラー写真を添付して行わなければならない。

(安全点検)

第16条 条例第18条第2項の点検は、外部からの目視のみによるのではなく、広告物等の種類、仕上げ又は取付方法等に応じて適正に行わなければならない。

(管理者の設置等)

第17条 条例第18条第3項の規則で定める広告物等は、条例の規定による許可を要する広告物等で、当該広告物等の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとする。

2 条例第18条第3項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 屋外広告士
- (2) 一級建築士又は二級建築士
- (3) 電気主任技術者
- (4) 電気工事士
- (5) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (6) その他市長が特に認める者

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第18条 条例第26条に規定する保管した広告物等の売却の方法は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(受領書の様式)

第19条 条例第28条の受領書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(身分証明書の様式)

第20条 条例第30条第2項の証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(公表)

第21条 条例第31条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 条例又は条例の規定による許可に付した条件に違反した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）
- (2) 条例又は条例の規定による許可に付した条件に違反した内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項から第5項までの規則で定める広告物等は、第8条第1項に規定する広告物等とする。
- 3 条例附則第3項から第5項までの規則で定める期間は、第8条第2項に規定する期間とする。

別表第1（第3条関係）

条例第6条第2項に規定する基準

1 共通基準

- (1) 位置、形状、面積、材料、色彩及び意匠等を周囲の景観と調和したものとする
- こと。
- (2) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする
- こと。
- (3) 照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。

- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
 けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- (5) 建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- (6) 点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するもののその他常時表示の内容を変えることができる広告物等（以下「LED等」という。）を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- (7) アドバルーンは使用しないこと。
- (8) 広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2 広告物等規制地域ごとの基準

種別	広告物の種類	区分	基準
(1) 山麓地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下とし、かつ、表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面（自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の用に供する部分の壁面をいう。以下同じ。）における広告物等の表示面積（テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含む。以下同じ。）の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。

		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
	エ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	オ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(2) 住宅地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。

		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	7メートル以下とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(3) 複合地域	ア 全ての広告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。

	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下（商業系地域にあっては、4分の1以下）とすること。
		(イ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の道路路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他の表示方法	道路上（歩道上を除く。）に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	15メートル以下とすること。
	オ 自己の敷地外に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下（商業系地域にあっては、4分の1以下）とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とすること。

(4) 芦屋川 特別地域		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から５メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあつては、５メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	１方向の表示面の面積は０．５平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は１平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	１基とすること（条例第１０条第２項第２号から第８号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、１０平方メートル以下（商業系地域を除く。）とすること（条例第１０条第２項第２号から第８号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	１事業所等につき、３枚（基、個）以下（商業系地域を除く。）とすること（条例第１０条第２項第２号から第８号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が９を超える色は使用しないこと。 b Y（黄）、Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が１０を超える色及びその他の色相において彩度が８を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の３０分の１以下とすること。 c Y（黄）、Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が６を超える色及びその他の色相において彩度が４を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、２色以下かつ表示面の面積の５分の１以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあつては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a １個当たり５平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の５分の１以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	１０メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、１壁面に１枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) １個当たりの表示面積	１方向の表示面の面積は１平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から１メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	４．５メートル以下とすること。

		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下（商業系地域にあっては、5平方メートル以下）とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下（商業系地域にあっては、10平方メートル以下）とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下（商業系地域にあっては、7メートル以下）とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(5) 南芦屋浜特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下（商業系地域にあっては、20平方メートル以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下（商業系地域にあっては、4枚（基、個）以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり2平方メートル以下（商業系地域にあっては、5平方メートル以下）とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面におけ

			る広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下（商業系地域にあつては、5平方メートル以下）とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下（商業系地域にあつては、10平方メートル以下）とすること。
		(イ) 数量	1基（商業系地域にあつては、2基以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下（商業系地域にあつては、7メートル以下）とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の10分の1以下とすること。
		(イ) 数量	1個とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(6) 沿道沿岸特	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚（基、個）以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。

別 地 域		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y（黄），Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては，表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y（黄），Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては，2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され，又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は，当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし，広告幕については，この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては，1壁面に1枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し，又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし，かつ，表示面積は10平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	7メートル以下とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され，又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は，当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

(7) 広告物誘導特別地域	カ 置看板	(ア) 表示面積	1 方向の表示面の面積は 0.5 平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は 1 平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1 基とすること（条例第 10 条第 2 項第 2 号から第 8 号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
	ア 全ての広告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が 9 を超える色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又は R（赤）の色相において彩度が 12 を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の 30 分の 1 以下とすること。 c 彩度が 10 を超える色（b に掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2 色以下かつ表示面の面積の 3 分の 1 以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1 個当たり 20 平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の 5 分の 1 以下（商業系地域にあっては、4 分の 1 以下）とすること。
		(イ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1 壁面に 1 枚（基）とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1 個当たりの表示面積	1 方向の表示面の面積は 1 平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から 1.5 メートル以下とし、かつ、道路境界線から 1 メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5 メートル以下とすること。
		(エ) 下端の道路路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは 2.5 メートル以上とすること。
		(オ) その他の表示方法	道路上（歩道上を除く。）に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1 基当たりの表示面積	1 方向の表示面の面積は 20 平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は 40 平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2 基以下とすること（条例第 10 条第 2 項第 2 号から第 8 号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	1.5 メートル以下とすること。
	オ 自己の敷地外に建植えるもの	(ア) 表示面積	1 方向の表示面の面積は 10 平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は 20 平方メートル以下とすること。

		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1（商業系地域にあっては、4分の1以下）以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は8平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。

3 案内誘導広告物等の基準

区分	基準
(1) 1方向の表示面の面積	ア イに掲げる場合を除き、2平方メートル以下とすること。 イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合にあっては、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの表示面積は1平方メートル以下とすること。
(2) 上端の地上からの高さ	3メートル以下（土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は(1)イに掲げる場合にあっては、5メートル以下）とすること（建植えするものに限る。）。
(3) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
(4) 相互間の距離	5メートル以上とすること（建植えするものに限る。）。
(5) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 ウ (1)イに掲げる場合にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。

4 広告物等の種類ごとの基準

種類	区分	基準
(1) 電柱を	ア 規格	(ア) 突出するものにあっては、縦は1.2メートル以下とし、

利用するもの		横は0.45メートル以下とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下とし、1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるものともに各1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	エ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	オ その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 設置の方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。 (イ) 電柱から垂直に0.15メートル以上離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。
(2) 街灯を利用するもの	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 表示面積	1方向の表示面の面積は0.2平方メートル以下とすること。
	ウ 数量	街灯1本につき、1個とすること。
	エ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	オ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	カ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。
(3) バス停留所標識を利用するもの	ア 表示面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 数量	標識1本につき、1個とすること。
	ウ その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること。
(4) アーチを利用するもの（アーケード入口のアーチを含む。）	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。
(5) アーケードを利用するもの（一時的に表示し、又は設置する	ア 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき、1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。

ものを除く。)	エ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。
---------	------------	------------------------------------

5 大規模小売店舗等において自家用広告物等を掲出する場合の特例基準

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。

(ア) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(ウ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(カ) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び専らこれの用に供する自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）への円滑な誘導に特に必要と認められること。

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

ア 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)ア(ア)、(4)ア(ア)又は(5)ア(ア)（商業系地域を除く。）の表示面積の合計を定める規定において、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満車又は空車を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物のうち、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であるもの（以下これらを「駐車場表示広告物等」という。）については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

イ 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)ア(ア)、(5)ア(ア)（商業系地域に限

る。)又は(6)ア(ア)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

2 広告物等規制地域ごとの基準の表における数量を定める規定(置看板に係るものを除く。)において、駐車場表示広告物等については、基数又は個数に算入しないことができる

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

(1)ア(ア)から(オ)までに掲げる店舗のうち、店舗の用に供する部分の面積が10,000平方メートルを超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに、2 広告物等規制地域ごとの基準の表に掲げる基準を算定することができる。

6 自動車に表示する広告物等の基準

種類	区分	基準
(1) 宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。
(2) 路線バス((3)を除く。)	ア 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下とし、後部にあつては1平方メートル以下とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	前部には、表示しないこと。
(3) ラッピングバス(印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。)	ア 数量	1車体につき、1広告とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	a 前部、底部及び両側部の前方5分の1の部分には、表示しないこと。 b 写真を使用する場合においては、表示面の面積の4分の1以下とすること。 c 車両の設備と紛らわしくないものとする。 d 文字数は過密にならないよう、必要最小限にすること。 e 車窓上部に文字情報を表示しないこと。

別表第2 (第7条関係)

条例第10条第1項第6号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	0.5平方メートル以下とし、かつ、表示方向から見た当該施設又は物件

	の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下とすること。
2 数量	1施設又は1物件につき、1枚（基）とすること。
3 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y（黄）、Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y（黄）、Y R（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（(2)に掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第3（第7条関係）

条例第10条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等に係る適用除外の基準）

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、2枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。

	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第4（第7条関係）

条例第10条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（管理用広告物等に係る適用除外の基準）

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、2枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)（ア(ア)及び(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)（ア(ア)及び(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)（ア(ア)及び(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)（ア(ア)及び(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸	(1) 表示面積	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以

特別地域	の合計	下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)（ア(ア)及び(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚（基、個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第5（第7条関係）

条例第10条第2項第4号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（講演会等会場の敷地内の広告物等に係る適用除外の基準）

区分	基準
1 表示面積	10平方メートル以下とすること。
2 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
3 表示・設置場所	(1) 会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示し、又は設置すること。 (2) 広告旗は、道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置しないこと。
4 その他の表示方法	(1) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項を表示すること。 (2) 表示し、又は設置する期間を当該催物が開催される日の14日前から当該催物が終了する日までとすること。
5 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（(2)に掲げる色を除く。）を使用する場合には、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第6（第7条関係）

条例第10条第3項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（禁止物件の自家用広告物等に係る適用除外の基準）

区分	基準
1 表示面積	5平方メートル以下とすること。
2 数量	1物件につき、1枚（基）とすること。
3 表示・設置場所	(1) 複合地域及び広告物誘導特別地域以外の地域においては、石垣、擁壁その他これらに類するものに表示し、又は設置しないこと。 (2) 物件の外郭線から突出させないこと。
4 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。

	(2) Y（黄），YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y（黄），YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（(2)に掲げる色を除く。）を使用する場合には、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
--	---

別表第7（第10条関係）

条例第13条第1項の許可の期間

広告物等の区分	期間
1 看板，広告板によるもの，広告塔によるもの，アーチによるもの，アーケード利用広告物（一時的に表示し，又は設置するものを除く。），垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	2年以内
2 宣伝車，電柱・街灯利用広告物，車体利用広告物，テント利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
3 広告幕，広告旗，アーケード利用広告物（一時的に表示し，又は設置するものに限る。）その他これらに類するもの	90日以内
4 貼紙，貼札，立看板その他これらに類するもの	30日以内

備考

- 1及び2の左欄に掲げる広告物等のうち，第17条第2項各号に掲げる者を広告物等管理者とし，当該広告物等について適正な維持管理が図られているものについては，右欄に掲げる期間に1年を加えることができる。
- 条例の規定による許可を受けた広告物等が存する一団の土地又は建築物等において，新たな広告物等を表示し，若しくは設置する場合又は既存の広告物等を変更する場合の許可の期間は，当初に受けた許可の残存期間とする。

1 屋外広告物とは

(1) 定義

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものを行います。看板やポスターなどのほか、壁面に直接表示する文字や、商品名、シンボルマーク、写真など、第三者に一定のイメージを与えるものが該当します。また、商業広告でない非営利目的のものであっても、屋外広告物に該当します。

ただし、街頭で配布されるチラシ、駅の改札口の内側にあるもの、大学の構内など特定の人のみ見ることができるもの、建築物の窓ガラス等の内側から表示されているもの、音響広告等については、屋外広告物とはみなされません。

(2) 主な分類

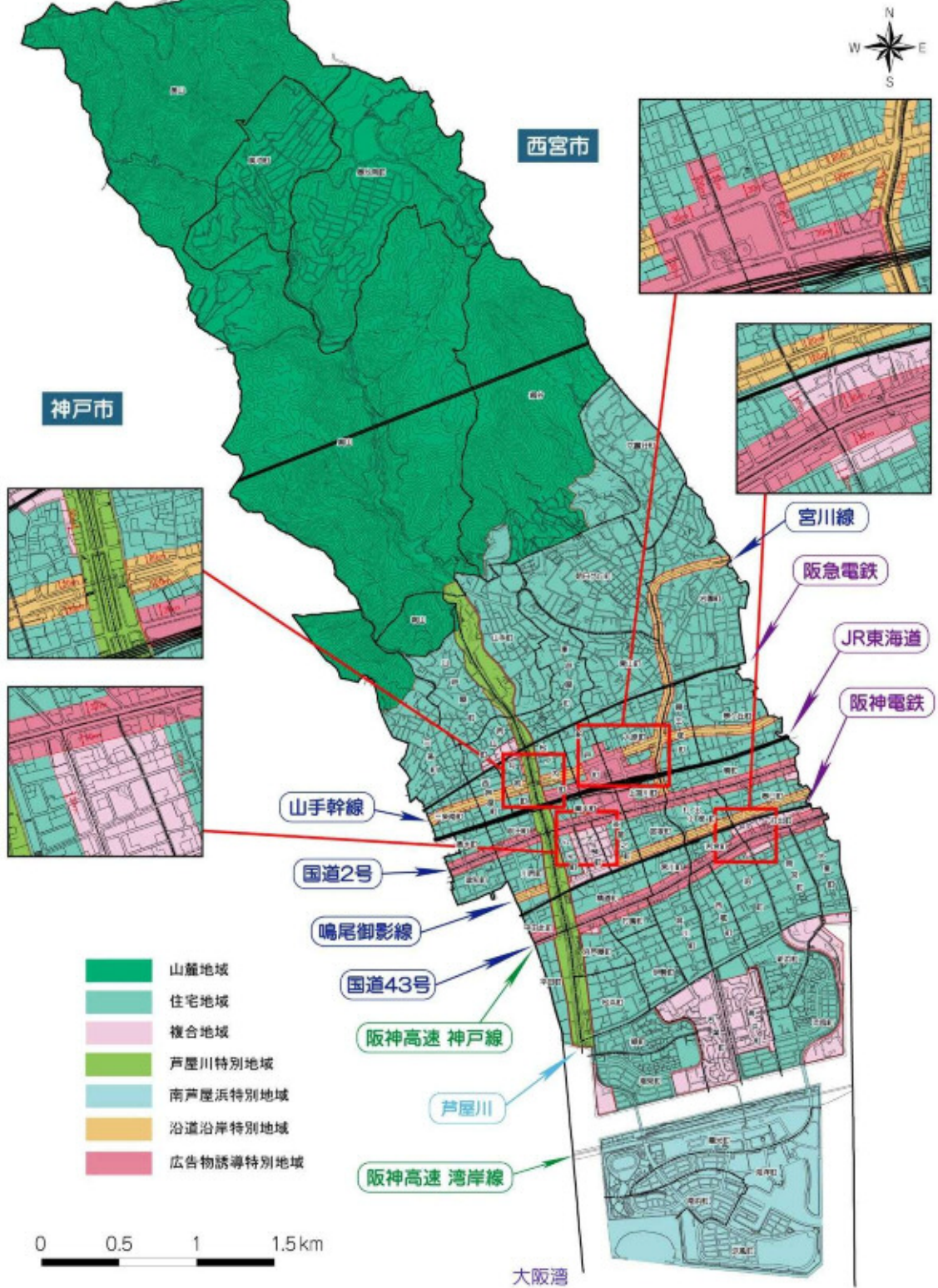
- ① 自家用広告物等：自己の事業所等に、自己の店名、事業の内容等を表示するもの
- ② 管理用広告物等：自己の所有する土地や物件の管理上必要な事項を表示するもの
- ③ 案内誘導広告物等：特定の施設や店舗への案内誘導のために掲出されるもの
- ④ その他の広告物：商業広告、貸広告など

2 広告物等規制地域

市域全域を下記のとおり区分し、それぞれの地域における基準を設けます。

- (1) 山麓地域：市街化調整区域
- (2) 住宅地域：第1種・第2種低層及び第1種・第2種中高層住居専用地域（一部の地域を除く。）
- (3) 複合地域：第1種・第2種住居地域及び近隣商業地域（一部の地域を除く。）
- (4) 芦屋川特別地域：芦屋川沿岸一帯（芦屋川特別景観地区と同範囲）
- (5) 南芦屋浜特別地域：南芦屋浜
- (6) 沿道沿岸特別地域：鳴尾御影線、山手幹線、宮川線（国道2号以北）のそれぞれ境界線から20mの範囲（一部の地域を除く。）
- (7) 広告物誘導特別地域：国道2号、国道43号のそれぞれ境界線から30mの範囲及びJR芦屋駅前周辺（一部の地域を除く。）

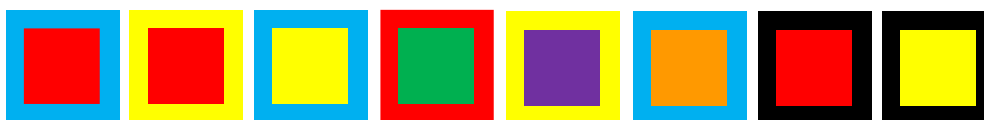
広告物等規制地域図



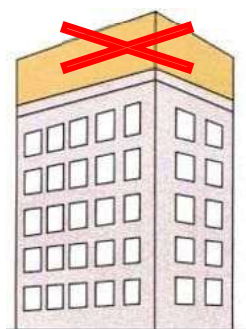
3 全ての屋外広告物に適用される共通の基準

- (1) 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- (2) 広告物の裏面・側面、広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- (3) 照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- (4) 蛍光塗料、蛍光フィルム、反射光の強い塗料の使用禁止。色の組合せに配慮する。

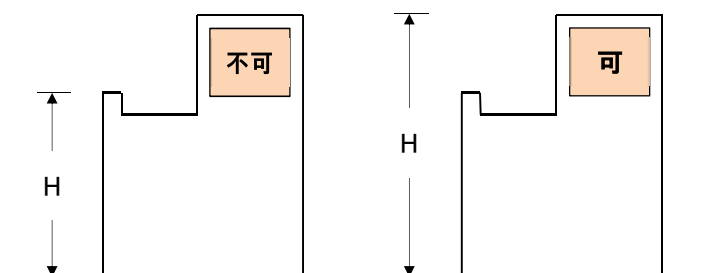
彩度の高い2色、補色、彩度の高い色と黒との組合せは避ける。



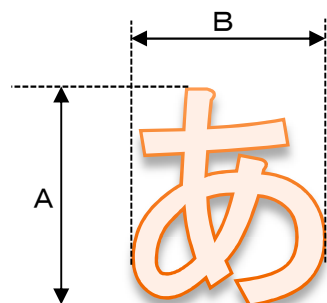
- (5) 屋上利用は禁止（建物高さ以上に設置する全ての広告物を含む。）



H: 建築基準法に基づく建築物の絶対高さ



- (6) 回転灯、点滅灯、ネオンサイン、LEDの使用は禁止（内照式は除く。）。ただし、駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ小規模なものは許容する。
- (7) アドバルーンは禁止
- (8) 1文字当たり 1 m^2 以下。地上からの高さが 15 m を超える箇所に掲出する場合は、 2 m^2 以下とすることができる。



$$A \times B \leq 1\text{ m}^2$$

設置高さが 15 m 超の場合は $A \times B \leq 2\text{ m}^2$

4 屋外広告物を設置する地域ごとに適用される基準

(1) 山麓地域

① 用途

原則，下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出
- イ) 広告旗（のぼり旗）



③ 許可を要さないもの

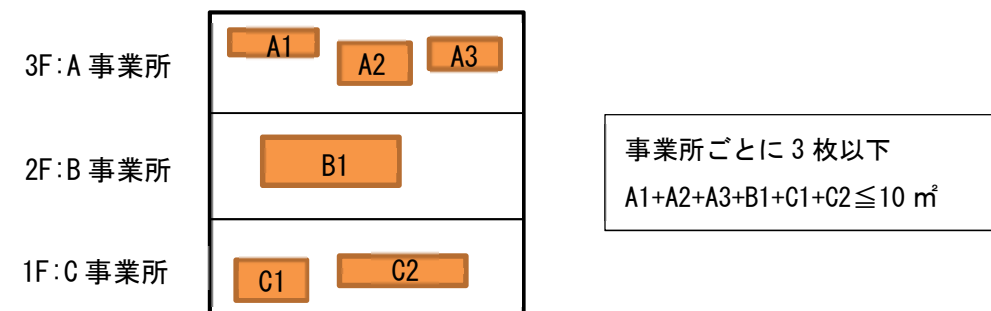
下記に該当し，かつ許可基準を満たしているものについては，事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり，5㎡以下かつ2枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり，5㎡以下かつ2枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等，③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等，案内誘導広告物等の数量の合計は，下記のとおりとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり，10㎡以下
- イ) 1事業所当たり，3枚以下



⑤ 色彩

- ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色，明度が9を超える無彩色

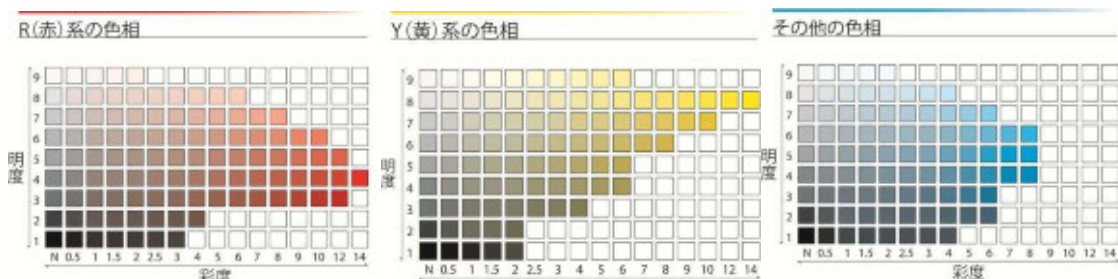
- イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y，YR，Rで彩度が10を超える色，その他の色相で彩度が8を超える色

- ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

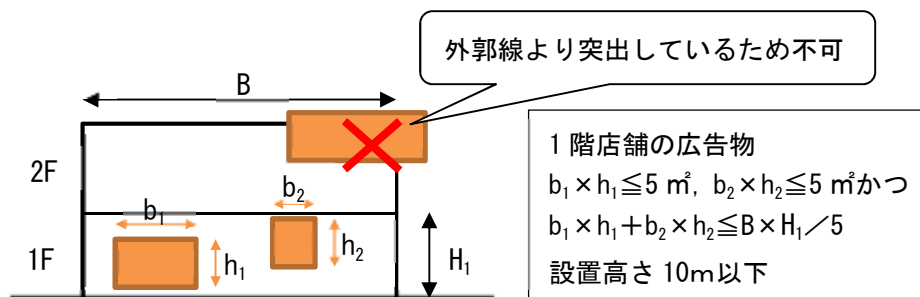
Y，YR，Rで彩度が6を超える色，その他の色相で彩度が4を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能



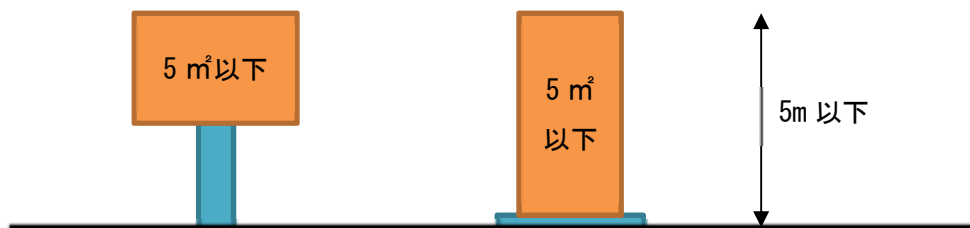
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



⑦ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下



⑧ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(2) 住宅地域

① 用途

原則，下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

広告旗（のぼり旗）は掲出できません。

③ 許可を要さないもの

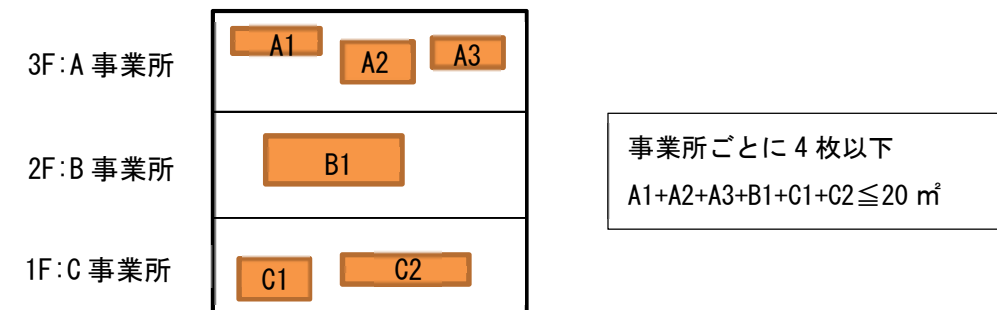
下記に該当し，かつ許可基準を満たしているものについては，事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり，5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり，5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等，③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等，案内誘導広告物等の数量の合計は，下記のとおりとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり，20㎡以下
- イ) 1事業所当たり，4枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色，明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y，Y R，Rで彩度が12を超える色，その他の色相で彩度が8を超える色

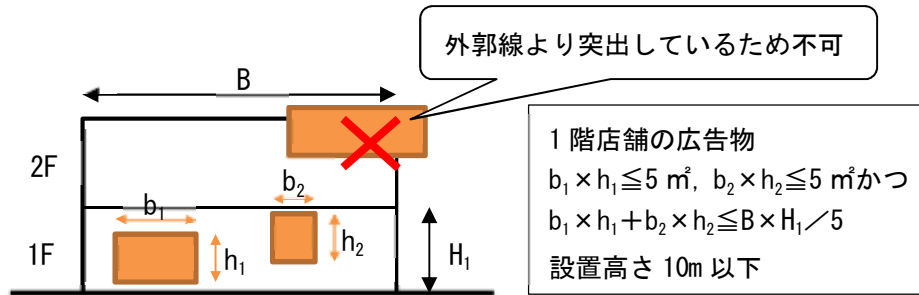
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y，Y R，Rで彩度が8を超える色，その他の色相で彩度が6を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

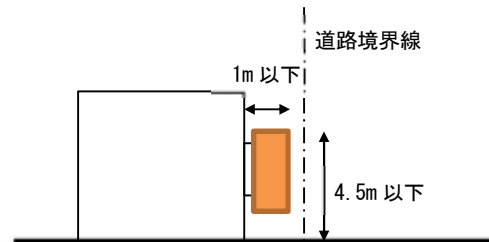
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



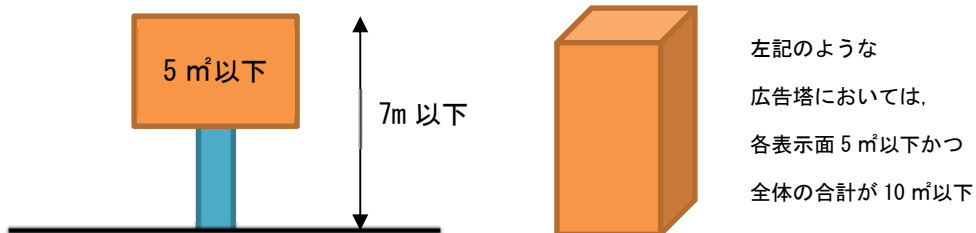
⑦ 壁面突出

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 7 m 以下



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(3) 複合地域

① 許可を要さないもの

下記に該当し、かつ他の許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

ア) 1事業所当たり、10㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色

ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/3に限り使用できる。）

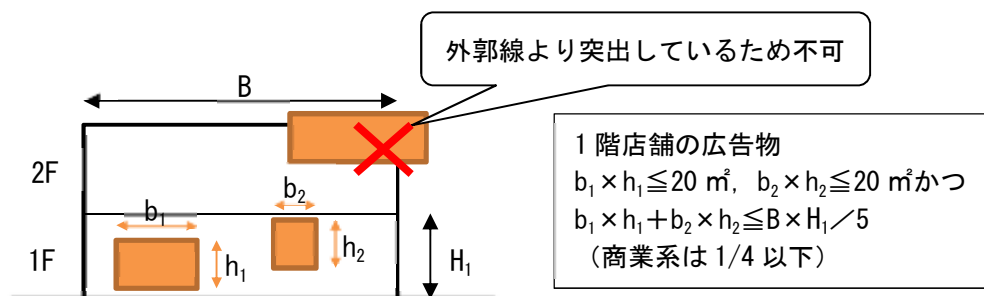
彩度が10を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

③ 壁面利用

ア) 面積：個当たり20㎡以下、設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
（近商・商業地域においては1/4以下）

イ) その他：壁面の外郭線から突出不可、窓や開口部をふさがないこと、
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



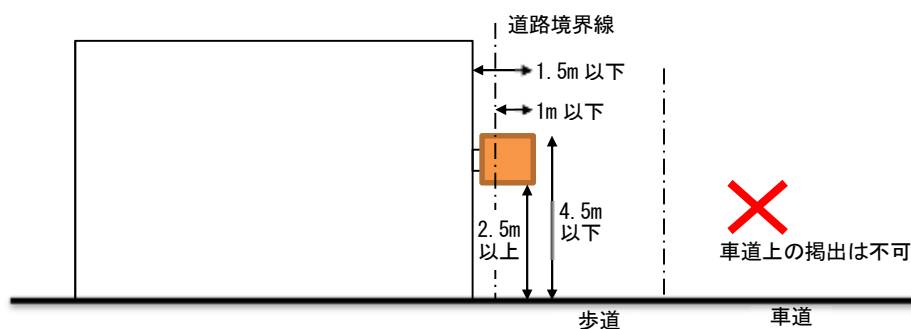
④ 壁面突出

ア) 面積：1方向1㎡以下

イ) 出幅：建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下

ウ) 高さ：上端高さ4.5m以下、歩道上に突出する場合は下端高さ2.5m以上

エ) その他：道路上の掲出や突出は不可（歩道上のみ可）

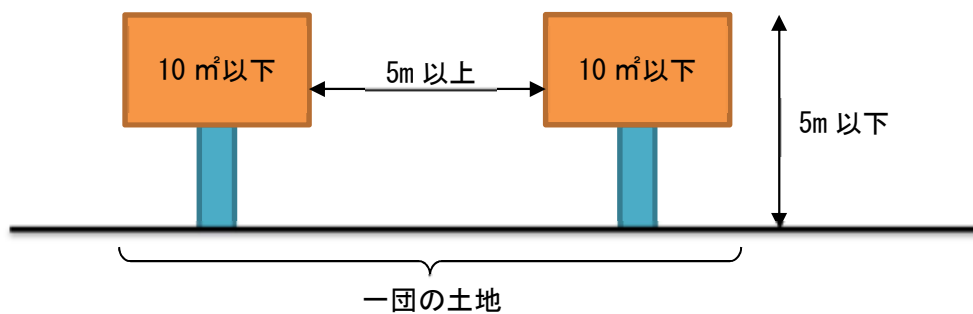


⑤ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ15m以下

⑥ 敷地外建植

- ア) 面積：1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ5m以下
- エ) 距離：相互間距離5m以上

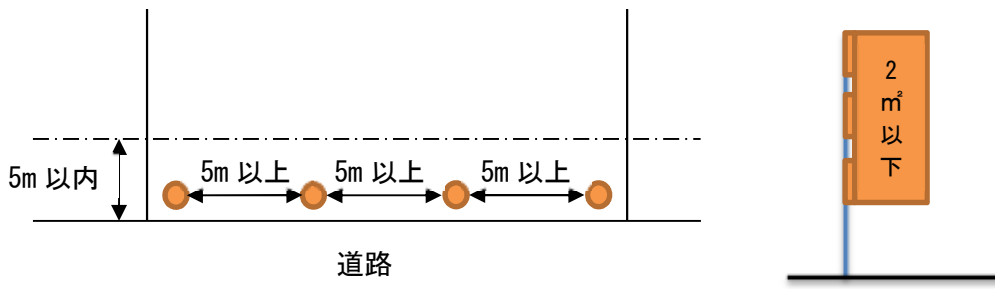


⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり5㎡以下，
設置面の1／5以下（近商・商業地域においては1／4以下）
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗（のぼり旗）

- ア) 面積：個当たり2㎡以下
- イ) 距離：相互間距離5m以上
（道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。）



⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(4) 芦屋川特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合は除く。）
- イ) 広告旗（のぼり旗）

③ 許可を要さないもの

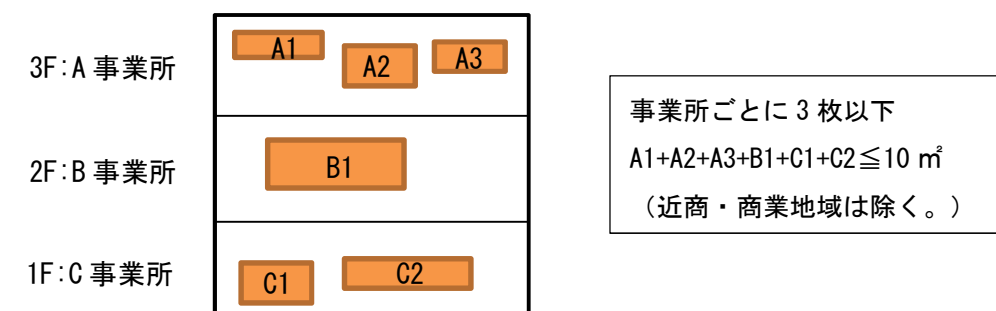
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制（近商・商業地域に掲出する場合は除く。）

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
- イ) 1事業所当たり、3枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が10を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

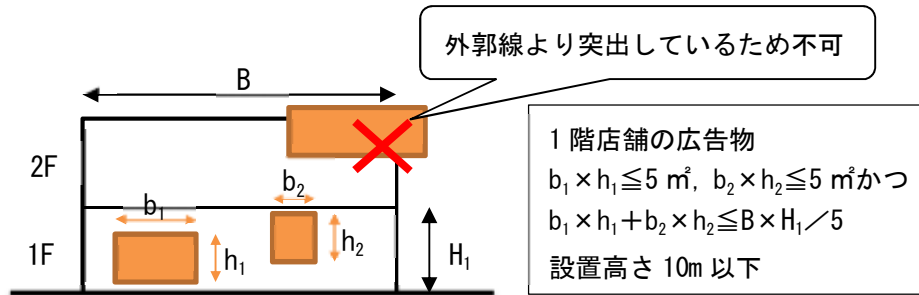
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が6を超える色、その他の色相で彩度が4を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

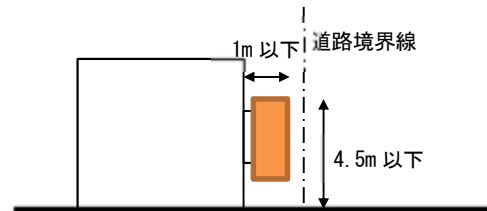
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る。）の $1/5$ 以下
 イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
 ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
 意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



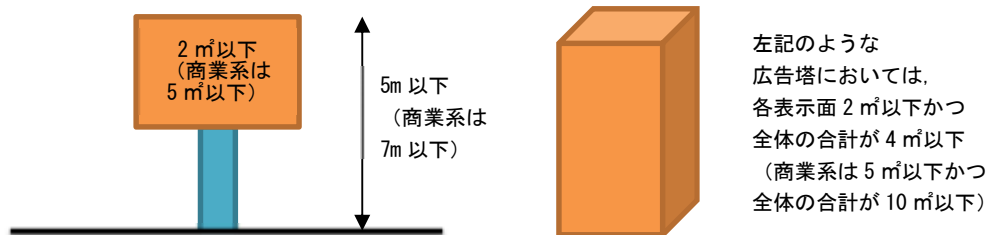
⑦ 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合に限る。）

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
 イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
 ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
 エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 2 m^2 以下かつ個当たり 4 m^2 以下
 （近商・商業地域に掲出する場合は 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下）
 イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
 ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下（近商・商業地域に掲出する場合は 7 m 以下）



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
 イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
 ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
 イ) 数量：1基
 ウ) その他：道路上掲出不可

(5) 南芦屋浜特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合は除く。）
- イ) 広告旗（のぼり旗）

③ 許可を要さないもの

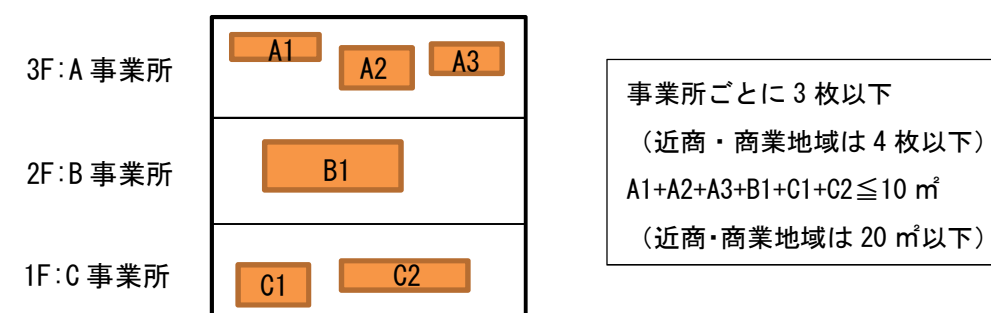
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下（近商・商業地域に掲出する場合は20㎡以下）
- イ) 1事業所当たり、3枚以下（近商・商業地域に掲出する場合は4枚以下）



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が10を超える色, その他の色相で彩度が8を超える色

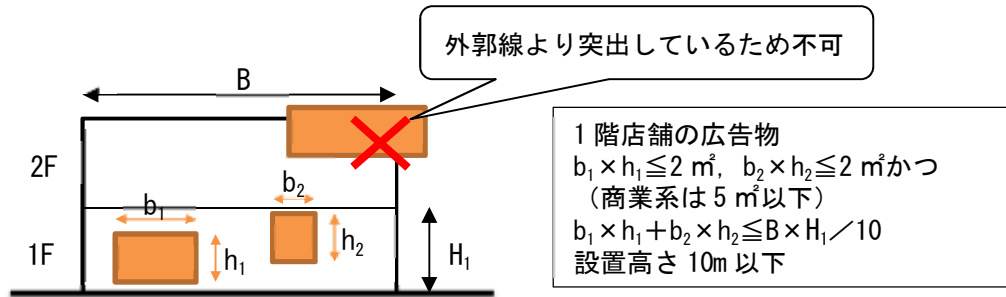
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が6を超える色, その他の色相で彩度が4を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

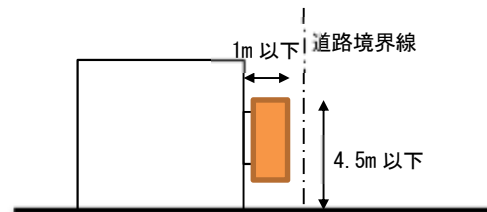
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 2 m^2 以下（近商・商業地域に掲出する場合は 5 m^2 以下），
設置する壁面（占用部に限る。）の $1/10$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



⑦ 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合に限る。）

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 2 m^2 以下かつ個当たり 4 m^2 以下
（近商・商業地域に掲出する場合は 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下）
- イ) 数量：1基（近商・商業地域に掲出する場合は2基以下，いずれの場合も許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下（近商・商業地域に掲出する場合は 7 m 以下）

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 1 m^2 以下，設置面の $1/10$ 以下
- イ) 数量：1個（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(6) 沿道沿岸特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

広告旗（のぼり旗）は掲出できません。

③ 許可を要さないもの

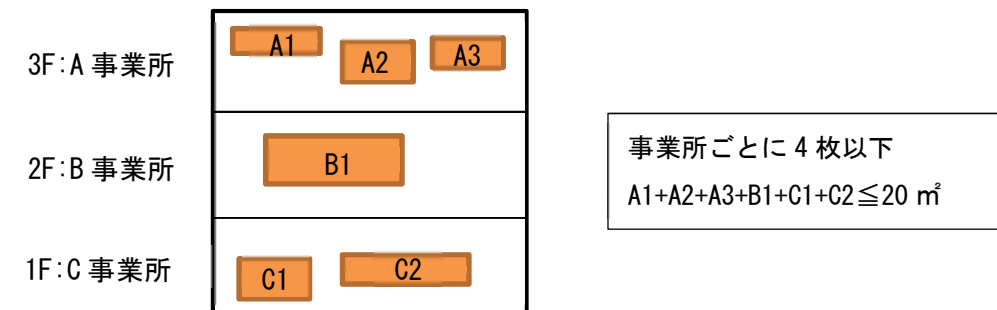
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
- イ) 1事業所当たり、4枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

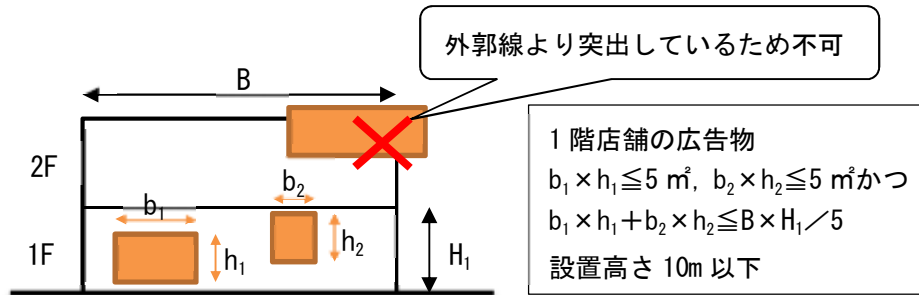
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が8を超える色、その他の色相で彩度が6を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

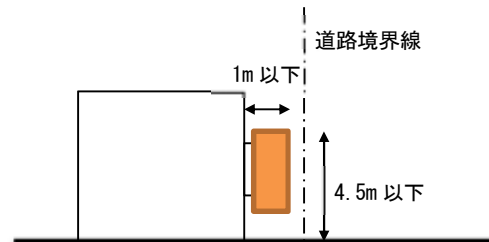
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



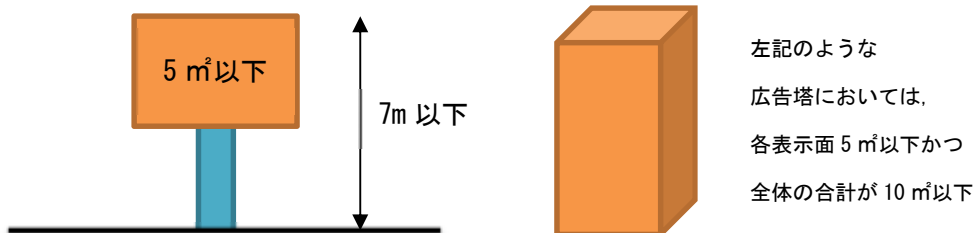
⑦ 壁面突出

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 7 m 以下



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(7) 広告物誘導特別地域

① 許可を要さないもの

下記に該当し、かつ他の許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色

ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/3に限り使用できる。）

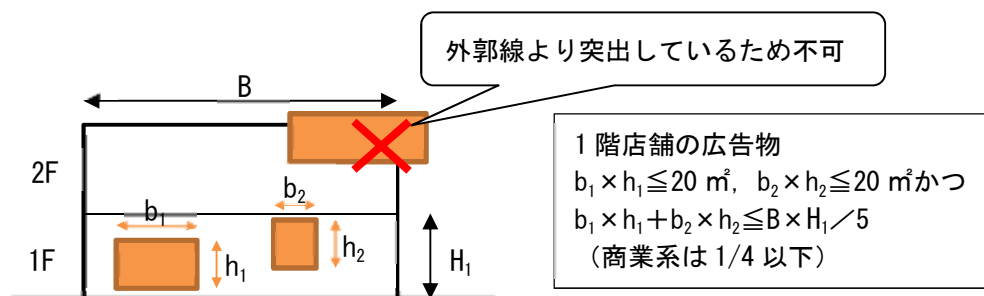
彩度が10を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能

③ 壁面利用

ア) 面積：個当たり20㎡以下、設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
（近商・商業地域においては1/4以下）

イ) その他：壁面の外郭線から突出不可、窓や開口部をふさがないこと、
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



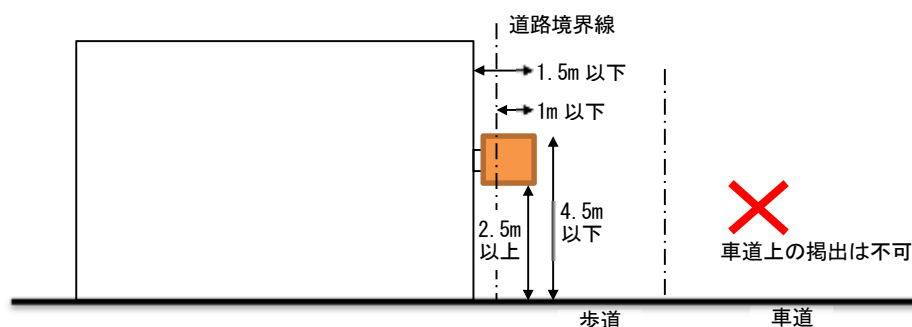
④ 壁面突出

ア) 面積：1方向1㎡以下

イ) 出幅：建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下

ウ) 高さ：上端高さ4.5m以下、歩道上に突出する場合は下端高さ2.5m以上

エ) その他：道路上の掲出や突出は不可（歩道上のみ可）

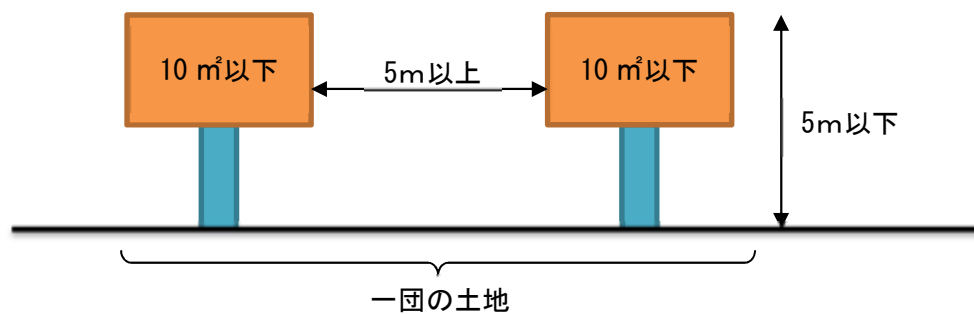


⑤ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ15m以下

⑥ 敷地外建植

- ア) 面積：1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ5m以下
- エ) 距離：相互間距離5m以上

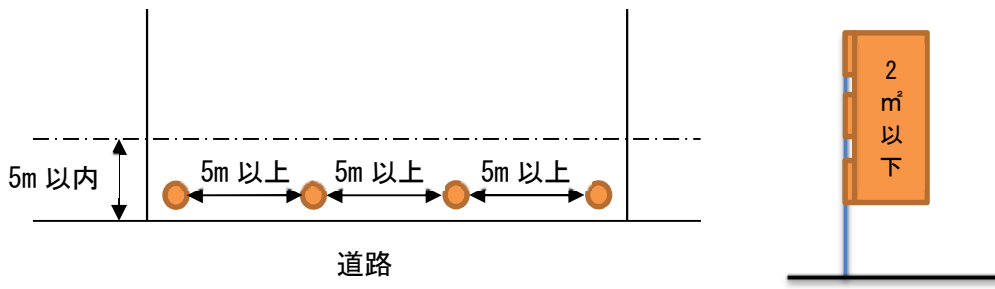


⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり5㎡以下，
設置面の1／5以下（近商・商業地域においては1／4以下）
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗（のぼり旗）

- ア) 面積：個当たり2㎡以下，合計8㎡以下
- イ) 距離：相互間距離5m以上
(道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。)



⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

5 案内誘導広告物等の基準

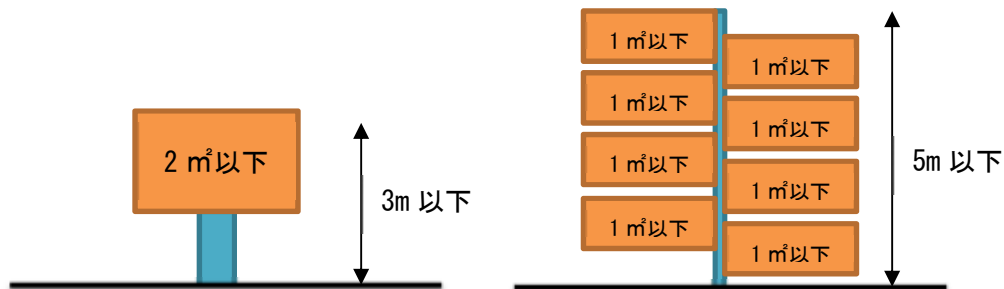
(1) 面積

1方向の表示面積は2㎡以下とする。

複数の施設へ誘導するために表示する集合看板については、8㎡以下かつ1施設当たり1㎡以下とする。

(2) 高さ（建植に限る。）

上端高さ3m以下（集合看板等は5m以下）とする。



(3) 誘導距離

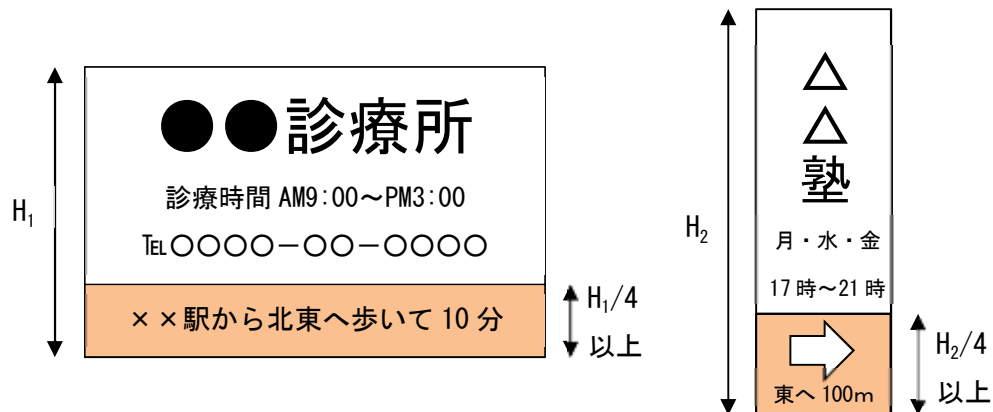
案内誘導しようとする施設から10km以下の場所に設置すること。

(4) 相互間距離（建植に限る。）

5m以上とする。

(5) その他

- ① 案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること。
- ② 方向や距離等、誘導に係る部分の面積を全体の1/4以上とすること。
- ③ 集合看板については、形状、面積、材料、色彩、意匠等を統一すること。



※ 上記の基準は、広告物等規制地域ごとの基準や広告物の種類ごとの基準と重複して適用されます（それぞれの基準のうち、最も厳しい内容が適用されます。）。

6 広告物の種類ごとの基準

(1) 電柱利用

① 規格

ア) 突出：縦 1.2m 以下，横 0.45m 以下

イ) 巻付：縦 1.5m 以下，1 方向の表示面の面積 0.5m² 以下

② 数量：電柱 1 本につき，突出・巻付各 1 個

③ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m 以上（歩道上は 2.5m 以上）

イ) 巻付：1.2m 以上

④ 設置場所：交通信号機から 5m 以上離すこと。

⑤ その他（突出に限る。）

ア) 設置の方向が歩道側・路肩側であること。

イ) 電柱から 0.15m 以上離し，上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。

(2) 街灯利用

① 目的：商店街名，町名等を表示するもの

② 面積：1 方向の表示面の面積 0.2m² 以下

③ 数量：街灯 1 本につき，1 個

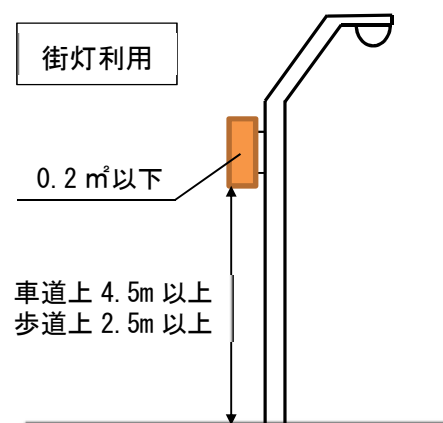
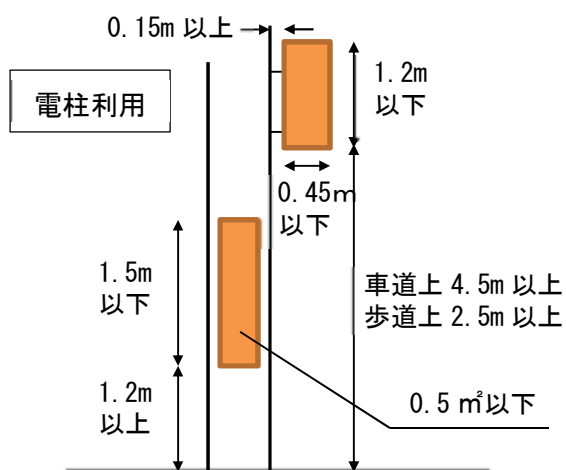
④ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m 以上（歩道上は 2.5m 以上）

イ) 巻付：1.2m 以上

⑤ 設置場所：交通信号機から 5m 以上離すこと。

⑥ その他：同一商店街に表示するものは規格を統一すること。



(3) バス停留所標識利用

- ① 面積：表示板の面積の1/3以下
- ② 数量：標識1本につき、1個
- ③ その他：車両の進行方向から見えない面に表示すること。

(4) アーチ利用

- ① 目的：商店街名、町名等を表示するもの
- ② 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

(5) アーケード利用

- ① 面積：1方向0.5㎡以下
- ② 数量：設置者1人につき、1個
- ③ 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）
- ④ その他：同一商店街に表示するものは、規格を統一すること。

7 大規模店舗等における自家用広告物等の緩和

(1) 緩和を受けられる店舗等

- ① 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
- ② 消費生活協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ③ 農業協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ④ 小売業・物品加工修理業を行う500㎡を超える店舗（飲食店業を除く。）
- ⑤ 飲食店業を行う1,000㎡を超える店舗
- ⑥ 駐車場法に基づく駐車部分の面積が500㎡以上の路外駐車場

(2) 緩和の内容

- ① 総量規制のある地域において、下記のとおり駐車場表示広告物等を総量に含めないことができる。
 - ア) 総量規制が10㎡の地域では駐車場表示広告物等5㎡まで
 - イ) 総量規制が20㎡の地域では駐車場表示広告物等10㎡まで
- ② 全ての地域において、駐車場表示広告物等（置看板を除く。）を基数・個数に算入しないことができる。

(3) 大規模店舗等における緩和

(1)に掲げる店舗のうち、店舗面積が10,000㎡を超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、さらに緩和できる場合があります。

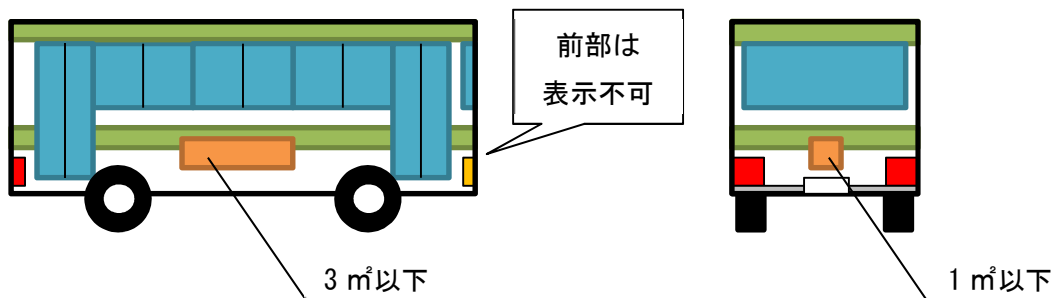
8 自動車に表示する広告物の基準

(1) 宣伝車

消防車、救急車と紛らわしくないものとする。

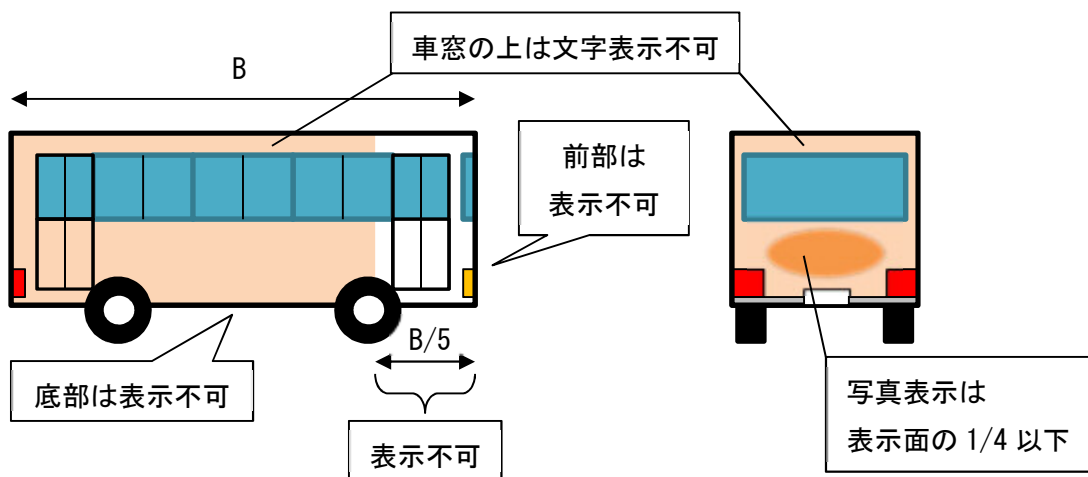
(2) 路線バス

- ① 面積：側部 3 m²以下、後部 1 m²以下
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は、表示面の 1 / 2 以下とすること。
- ③ その他：前部に表示しないこと。



(3) ラッピングバス

- ① 数量：1 車体につき 1 広告
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は、表示面の 1 / 2 以下とすること。
- ③ その他
 - ア) 前部・底部と、側部のうち前方 1 / 5 の部分には表示しないこと。
 - イ) 写真を使用する部分の面積は、表示面の 1 / 4 以下とすること。
 - ウ) 車両設備と紛らわしくないものとする。
 - エ) 文字数は必要最小限にすること。
 - オ) 車窓上部に文字を表示しないこと。



※ 表示面積の合計が 3 m²を超えるラッピングバスは、許可の際に景観アドバイザーの意見を聴く必要があります。

9 適用除外

(1) 許可が不要で禁止物件に掲出可能なもの

- ① 他の法令の規定により表示するもの
- ② 国や地方公共団体が設置する公共目的のもの
- ③ 健康保険組合，社会福祉法人，自治会等が設置する公共目的のもの
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
- ⑤ 非常災害のため必要な応急措置として表示するもの
- ⑥ 公益上必要な施設に寄贈者名等を表示するもので別途定める基準に適合するもの

(2) 許可は不要であるが禁止物件に掲出できないもの

- ① 自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの（4 屋外広告物を設置する地域ごとに適用される基準参照）
- ② 管理用広告物等で別途定める基準に適合するもの（4 屋外広告物を設置する地域ごとに適用される基準参照）
- ③ 冠婚葬祭又は祭礼のため，一時的に表示する広告物
- ④ 講演会，展覧会，音楽会等のため，会場の敷地内に表示するもので別途定める基準に適合するもの
- ⑤ 自動車に表示する広告物のうち下記のいずれかに該当するもの
 - ア) 所有者等の氏名，名称，店名，商標，自己の事業の内容等を表示するもの
 - イ) 道路運送車両法による登録を受けた本拠地の屋外広告物の規制に適合するもの
- ⑥ 人，動物，自転車等に表示するもの
- ⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- ⑧ 非営利活動のために表示する広告物のうち下記の全てに該当するもの
 - ア) 政治活動，宗教活動，労働運動等のために行う宣伝，集会，行事等を表示
 - イ) 表示期間30日以内
 - ウ) 貼紙・貼札0.5㎡以下，広告旗（のぼり旗）・立看板2㎡以下
 - エ) 貼紙を掲出する物件2㎡以下
 - オ) 広告主又は管理者の名称・連絡先を表記（自己の敷地に掲出されている場合を除く。）

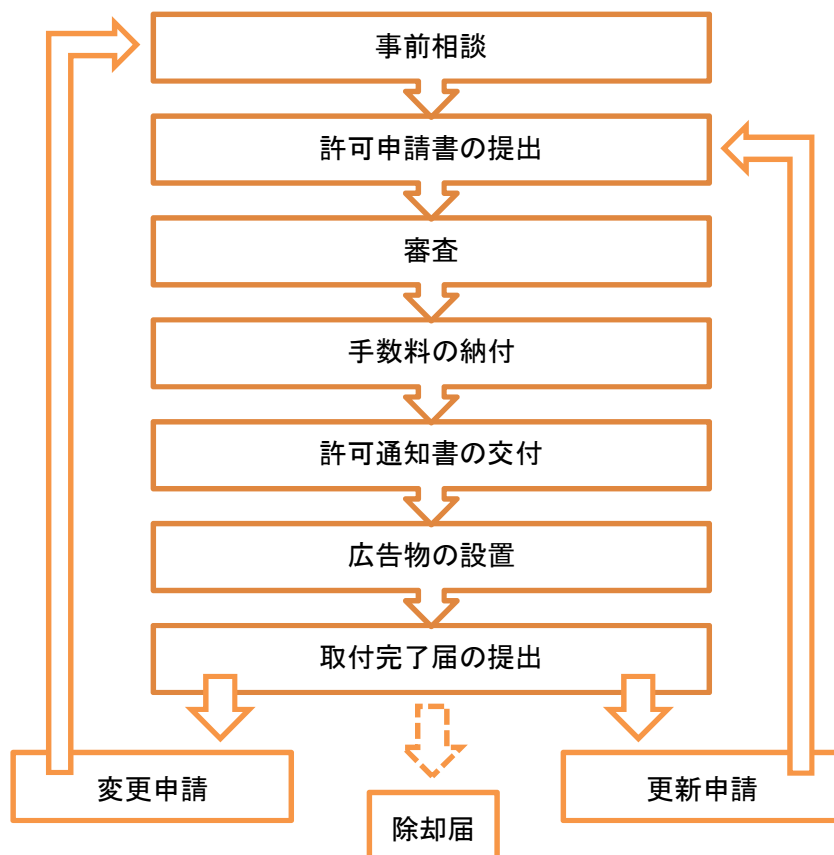
(3) 禁止物件に掲出できるもの

- ① 石垣，擁壁，送電塔，煙突，水道タンク等に掲出する自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの
- ② 管理用広告物等

(4) 許可の特例

周囲の景観に良い影響を及ぼすようなデザインが優れている広告物のうち，景観アドバイザーの意見を聴いたうえで市が認めるものについては，規制内容にかかわらず許可することができます。

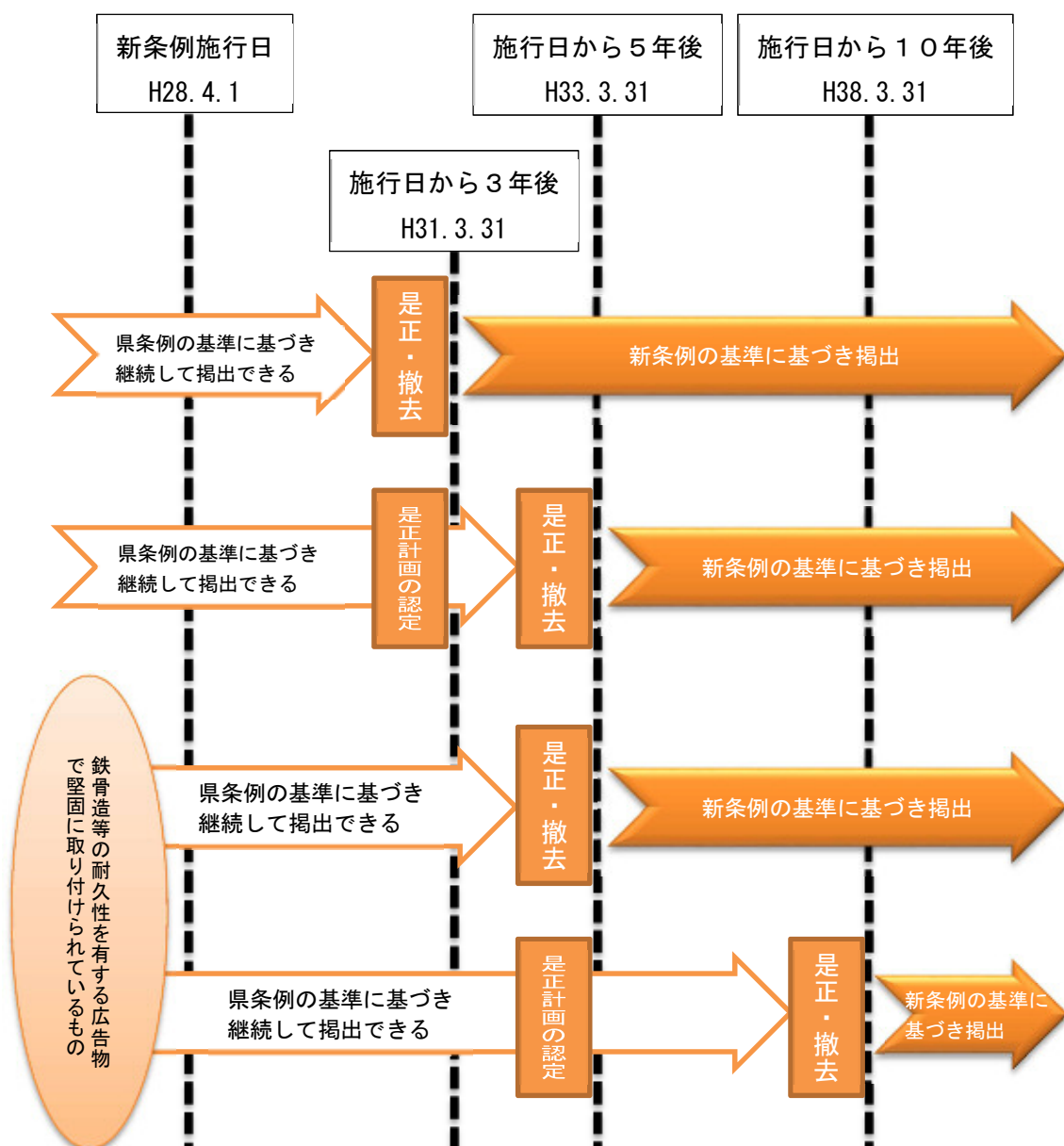
10 許可等の手続の流れ



11 条例施行後の経過措置

芦屋市屋外広告物条例の施行時において、兵庫県の屋外広告物条例に基づき適法に掲出されている屋外広告物のうち、市条例の規定に適合しなくなったものについては、下記のとおり、引き続き掲出することができます。

兵庫県の屋外広告物条例で許可を必要とせず、芦屋市屋外広告物条例の施行により許可を要することとなった広告物については、原則施行日から３年以内に許可申請書を提出する必要があります。



広告物等地域規制一覧（現行規制との比較）

条例 主体	地域名称	申請不要の基準				総量規制(管理用広告物等を除く。)	
		自家用広告物等		管理用広告物等		面積	個数
第1種禁止地域							
兵庫県	第1種 禁止地域	5㎡以下		5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下
芦屋市	山麓地域	5㎡以下	2枚以下	5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下
第2種禁止地域							
兵庫県	第2種 禁止地域	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下
	沿道沿岸 特別地域	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下
	住宅地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下
許可地域							
兵庫県	許可地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下		
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下		
	広告物誘導 特別地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下		
	複合地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下		
広告景観モデル地区							
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下
広告景観モデル地区							
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下	
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下

※赤色は現行の基準より厳しくなっている内容、緑色は現行の基準とほぼ同等の内容、青色は現行の基準より緩和されている内容を表す。

条例 主体	地域名称	色彩			
		禁止色	アクセント色	規制色	規制内容
第1種禁止地域					
兵庫県	第1種 禁止地域			彩度10以上	2色以下かつ面積の1/2以下
芦屋市	山麓地域	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度10超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度6超 その他：彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
第2種禁止地域					
兵庫県	第2種 禁止地域			彩度10以上	2色以下かつ面積の1/2以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度10超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度6超 その他：彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
	沿道沿岸 特別地域	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度12超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度8超 その他：彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
	住宅地域	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度12超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度8超 その他：彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
許可地域					
兵庫県	許可地域			彩度10以上 (敷地外建植のみ)	2色以下かつ面積の1/2以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度10超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度6超 その他：彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
	広告物誘導 特別地域	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/3以下
	複合地域	各色相において最も 彩度の高い色 無彩色：明度9超	Y・YR・R：彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/3以下
広告景観モデル地区					
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	地色は低彩度色を使用する。 彩度は8以下とし、落ち着いた色彩とする。			
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	各色相において最も 彩度の高い色	Y・YR・R：彩度10超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度6超 その他：彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下
広告景観モデル地区					
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)	地色は低彩度色を使用する。			
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	各色相において最も 彩度の高い色	Y・YR・R：彩度10超 その他：彩度8超	Y・YR・R：彩度6超 その他：彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の 1/5以下

条例 主体	地域名称	光源広告			屋上利用	壁面利用		
		ネオンサイン	点滅等	LED		表示面積	高さ	
第1種禁止地域								
兵庫県	第1種 禁止地域	禁止	禁止	禁止	禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
芦屋市	山麓地域	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第2種禁止地域								
兵庫県	第2種 禁止地域	禁止	禁止	原則禁止	原則禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
	沿道沿岸 特別地域	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
	住宅地域	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
許可地域								
兵庫県	許可地域	面積や信号機からの距離等の規定あり			47m以下 (商業系は52m以下)	壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)		47m以下 (商業系は52m以下)
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
	広告物誘導 特別地域	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下
	複合地域	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下
広告景観モデル地区								
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	禁止	禁止	禁止	禁止	1壁面1枚以下	2㎡/個以下	
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/10以下	2㎡/個以下	10m以下
広告景観モデル地区								
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)		回転燈 禁止		禁止	1壁面1枚以下		47m以下 (商業系は52m以下)
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	禁止	禁止	原則禁止(可変式を含む。) 駐車場の満車又は空車の表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能	禁止	占有壁面の1/10以下	5㎡/個以下	10m以下

条例 主体	地域名称	壁面突出				敷地内建植			
		表示面積	出幅	上端高さ	下端高さ	表示面積	高さ	数量	
第1種禁止地域									
兵庫県	第1種 禁止地域	禁止						5m以下	2基以下
芦屋市	山麓地域	禁止				1方向 5㎡以下		5m以下	2基以下
第2種禁止地域									
兵庫県	第2種 禁止地域		建築物から1.5m以下 かつ道路境界から1m以下	47m以下	4.5m以上 (歩道上 2.5m以上)			7m以下	2基以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	2基以下
	沿道沿岸 特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下
	住宅地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下
許可地域									
兵庫県	許可地域		建築物から1.5m以下 かつ道路境界から1m以下	47m以下 (商業系は 52m以下)	4.5m以上 (歩道上 2.5m以上)	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下
	広告物誘導 特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下 かつ道路上突出不可 (歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下
	複合地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下 かつ道路上突出不可 (歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下
広告景観モデル地区									
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	禁止				1方向 4㎡以下	8㎡/基以下	5m以下	1基
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	1基
広告景観モデル地区									
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)		建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	47m以下 (商業系は 52m以下)		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/個以下	7m以下	2基以下

条例 主体	地域名称	敷地外建植				垣・塀		
		表示面積	高さ	相互間距離	面積		数量	
第1種禁止地域								
兵庫県	第1種 禁止地域	原則禁止				設置面の1/4以下		2個以下
芦屋市	山麓地域	原則禁止				設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下
第2種禁止地域								
兵庫県	第2種 禁止地域	原則禁止				設置面の1/4以下		2個以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	原則禁止				設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下
	沿道沿岸 特別地域	原則禁止				設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下
	住宅地域	原則禁止				設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下
許可地域								
兵庫県	許可地域	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上	設置面の1/4以下		2個以下
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	原則禁止				設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下
	広告物誘導 特別地域	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上(敷地 内に限る。)	設置面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下
	複合地域	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上(敷地 内に限る。)	設置面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下
広告景観モデル地区								
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	原則禁止					1㎡以下	1個
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	原則禁止				設置面の1/10以下	1㎡以下	1個
広告景観モデル地区								
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)	原則禁止					1㎡以下	1個
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	原則禁止				設置面の1/10以下	1㎡以下	1個

条例 主体	地域名称	置看板		アドバルーン	広告旗(のぼり旗)		1文字当たりの 文字の大きさ
		面積	数量		面積	相互間距離	
第1種禁止地域							
兵庫県	第1種 禁止地域	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
芦屋市	山麓地域	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		1㎡以下
第2種禁止地域							
兵庫県	第2種 禁止地域	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
芦屋市	芦屋川 特別地域 (住居系)	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		1㎡以下
	沿道沿岸 特別地域	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		1㎡以下
	住宅地域	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		1㎡以下
許可地域							
兵庫県	許可地域			幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
芦屋市	芦屋川 特別地域 (商業系)	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下
	広告物誘導 特別地域	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	2㎡/個以下 かつ8㎡以下	5m以上	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下
	複合地域	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	2㎡/個以下	5m以上	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下
広告景観モデル地区							
兵庫県	住宅地区 (第2種 禁止地域)	禁止		禁止	住宅販売期間のみ		
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (住居系)	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		1㎡以下
広告景観モデル地区							
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)		1基	イベント時のみ	イベント時のみ		
芦屋市	南芦屋浜 特別地域 (商業系)	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基	禁止	禁止		設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下